

自転車を盗んだ男子高校生の事例

1. 主訴 盗み

との交流を禁止した。

2. 対象 高等学校1年 男子

3. 問題の概要と処置

(1) 問題の発覚

高校1年の6月、下校途中、放置されていた新品の自転車を盗み、通学用に使用していたのを警察官に発見され、補導された。

(2) 学校での当面の処置と経過

この問題について、警察署から学校に連絡があり、学級担任と生徒指導係とが警察署におもむき母親と共に事情を伺う。

学級担任は本人に簡単に説諭した後、「明日は平常通り登校しなさい」と指示し、母親と同伴で帰宅させた。

翌日、学級担任は本人から問題のいきさつについて詳細に事情を聴取した。それを基に、生徒指導部会を経て職員会議において、本人の処分を「一週間の家庭謹慎、その後、一週間の学校謹慎」と決定した。翌日、校長は本人に対して保護者同席の上、そのことを申し渡した。

校長は、本人に対して、今回の事は人間としてしてはならないことであり十分に反省すること、この謹慎は罰というより今後の人生における心の糧として受け取ってほしいこと、また周囲の人たちにも大きな悲しみや迷惑をかけたことを忘れないこと、さらに人間は一人で生きているのではなく互いに支え合っていること、などについてよく考えるよう厳しさの中にも優しさをもって諭した。

学級担任は、謹慎中は規則正しい生活をおくり、学校と同じ時間割りで学習をすること、反省記録を記し郵送するよう指示した。また、外出や友人

(3) 指導計画

学校生活において、本人は入学当初とくらべると授業中の私語を注意されることや服装や髪型の校則違反が多くなってきた。今回の自転車を盗んだことも、そのような生活全般の一つの流れともみられる。したがって、問題行動がより増大しないためにも問題の核心にふれた指導が必要である。

指導にあたっては、教育相談の手法を取り入れ資料収集、診断、指導仮説、指導の手順をふむ。指導には、学級担任と教育相談係があたる。

4. 資料

(1) 既存の資料

● 健康の記録

特に問題となることはない。

● 入学時の成績

下位グループ

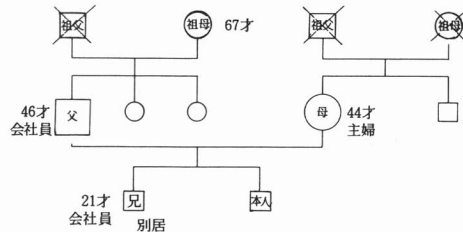
● 6月までの学校生活状況

授業中私語が多い。服装、髪型が乱れてきている。中間テストの結果は下位グループに属する。

● 中学校時代の状況

特に問題となることはない。

● 家族構成



● 友人関係

固定した友人が5、6人いる。友人の学校生活状況は本人とほぼ同じである。